

## 令和6年 畜産物の輸出入検査に基づく措置状況

農林水産省 動物検疫所

畜産物の輸出入検査の結果、家畜伝染病予防法第46条に基づき監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染されているおそれのあるものについては、家畜伝染病予防法第46条に基づき消毒、焼却、埋却の措置を実施している。令和6年における措置状況は、以下のとおりである。

## (1) 消毒措置状況

(単位：件、kg)

区分	種類	骨類		皮類		毛類		その他*		計	
		件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量
消毒方法	ホルマリンガス	125	2,900,896	22	47,445	492	1,484,598			639	4,432,938
	硫化ソーダ			6	207,860.0					6	207,860
	次亜塩素酸ソーダ	7	454	84	4,323,908	31	1,060	40	2,096	162	4,327,518
	酸化エチレンガス										
合計		132	2,901,350	112	4,579,213	523	1,485,657	40	2,096	767	8,966,220

注1) ※：「その他」は、肉類、臓器類、卵類、ミール類、その他の畜産物等の数値を合計したもの。

注2) 表中、空欄については実績のなかったことを示す。

## (2) 輸入禁止品等の措置状況

(単位：件、kg)

区分	輸送形態	船舶貨物		航空貨物		携帯品		郵便物		計	
		件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量
	返送	33	429,642	418	1,716	859	192	2	7	1,312	431,558
	焼却	1,012	168,111	471	68,336	201,100	95,068	46,199	61,675	248,782	393,189
	埋却										
	合計	1,045	597,754	889	70,052	201,959	95,260	46,201	61,682	250,094	824,748

注1) 表中、空欄については実績のなかったことを示す。

注2) ギャバージは含まない。

注3) kg未満は四捨五入した。このため、見かけ上表中の計が異なる箇所がある。